

資料1

地方版図柄入りナンバープレートの更なる 活用に向けた具体的方策案について

具体的方策案の概要

前回の検討会でご議論いただいた点を踏まえ、地方版図柄入りナンバープレートの制度の見直しの具体的方策案を以下のとおり整理。

(1) 地方部がより導入しやすい ご当地ナンバーの導入基準 (P.2～)

- 軽自動車保有台数を考慮した台数基準
- 複数市町村でご当地ナンバーを導入する場合の緩和基準適用における地域の知名度に関する要件を緩和
- 既存のご当地ナンバーの対象地域の変更等を制度化等

(2) 広域での地方版図柄入りナンバープレートの導入 (P.6～)

- 都道府県主導の関係者調整の促進、都道府県単位の地方版図柄入りナンバープレートの導入
- 複数市町村でご当地ナンバーを導入する場合の緩和基準適用における地域の知名度に関する要件を緩和（再掲）
- 既存のご当地ナンバーの対象地域の変更等を制度化等（再掲）

(3) 魅力的なデザインの選定・普及促進 (P.10～)

- 自治体の図柄選定プロセスに一定のルールを規定
- 自治体に普及促進計画及び実績報告を義務付け
- 図柄変更等の制度の導入
- 自治体間での普及促進活動等の情報共有の場を設定
- 国土交通省等による全国的なPR活動の推進等

(4) 寄付金活用事業の実施促進 (P.16～)

- 寄付金活用事業の概要（具体的な使途、目標金額等）を早期に決定
- 複数年の寄付金活用事業の提案を可能とする等

(1)地方部がより導入しやすいご当地ナンバーの導入基準

現状と課題

- 行政管理コストの増大を防ぐ観点から、一定の規模の台数基準を設けている（原則登録車10万台）
- 複数市区町村による場合には、国内外での相当程度の知名度を有している場合に限り、登録車概ね5万台まで基準を緩和しているが、登録車の保有台数が少ない地方部や観光著名地等を有していない地域は、制度を利用しづらい
- 既存のご当地ナンバー対象地域の変更は、制度化されていない

前回の検討会での主なご意見

- 地方部ほど軽自動車の保有比率が高く、また地域振興・観光振興の面からメリットが大きいと考えられるので、地方部が制度を利用しやすくなるよう軽自動車の保有台数を考慮しても良いのではないかと

(1) 地方部がより導入しやすいご当地ナンバーの導入基準

具体的方策案

- 全国の軽自動車保有比率の増加、地方部の軽自動車の高い保有比率を考慮した導入基準の新設
- 複数市町村のご当地ナンバー導入基準において、導入地域における国内外での相当程度の知名度（世界遺産や観光著名地等）までは求めない
- 既存のご当地ナンバー対象地域の変更等の手続きを制度化

＜見直し後の台数基準案＞ ※軽自動車を含めた台数基準算出の考え方は4頁参照

申込主体	見直し前	見直し後 (軽自動車を含めた台数基準は定期的な見直しを想定)
単独市区町村	登録車10万台以上	次の基準のいずれかを満たすこと ・登録車10万台以上 ・登録車と軽自動車の合計が17万台以上
複数市区町村	次の基準の全てを満たすこと ・地域の市区町村における登録車の合計が概ね5万台以上 ・当該地域を呼称する名称が国内外において相当程度の知名度を有していること	次の基準のいずれかを満たすこと ・地域の市区町村における登録車の合計が概ね5万台以上 ・地域の市区町村における登録車と軽自動車の合計が概ね8.5万台以上

(参考) 地域名表示の単位 (第2弾地方版図柄入りナンバープレート導入要綱)

次のいずれかの要件に該当すること

(ア) 対象地域内の登録自動車の数が10万台を超えていること。

(イ) 複数の市区町村を含む地域を対象地域とするものであって、当該対象地域内の登録自動車の数が概ね5万台を超えているとともに、当該地域を呼称する名称が国内外において相当程度の知名度を有していること (世界遺産所在地、観光著名地等)

(参考)見直し後の例外台数基準算出方法について

(1) 単独市区町村

R3.3時点での保有台数比率（登録車（60.2%）と軽自動車（39.8%））を用い、登録車10万台の規模に応じた軽自動車の台数（6.6万台）を推計し、合計17万台とした。

登録車比率(60.2%)	軽自動車比率(39.8%)	
10万台	+	6.6万台
		≒ 約17万台

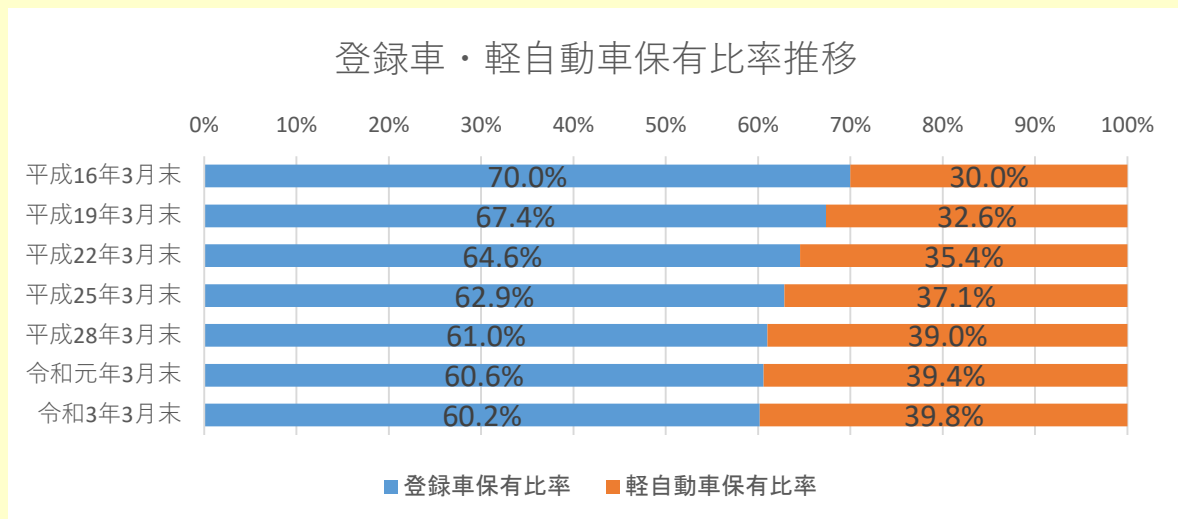
(2) 複数市区町村

第2弾地方版図柄入りナンバープレート導入時では、国内外で相当の知名度を有する場合は地域内で概ね5万台（原則10万台の半数）以上の登録車台数でも可としているため、登録車と軽自動車を合計した台数基準においては、（1）の17万台の半数である概ね8.5万台とした。

(参考)登録車と軽自動車の保有状況

○登録車と軽自動車の保有比率推移

ご当地ナンバー制度新設時期（H16.3）からR3.3までの17年間で、軽自動車の保有比率は9.8ポイント上昇。



※小型二輪、軽二輪を除く

○軽自動車保有比率の傾向

人口が少ない都道府県ほど、軽自動車保有比率が高い傾向にある。

都道府県別人口 ランキング(R3.1時点)	平均軽自動車 保有比率(R3.3月時点)
1位～10位	33.6%
11位～20位	42.3%
21位～30位	48.6%
31位～40位	47.2%
41位～47位	50.3%
全国平均	39.8%

<都道府県別軽自動車保有比率順位表（保有台数・人口は左表と同時期）>

	都道府県	登録車割合	軽自動車割合	登録車保有台数	軽自動車保有台数	人口
1	高知県	44.5%	55.5%	240,755	300,288	701,531
2	長崎県	44.8%	55.2%	407,453	502,595	1,336,023
3	沖縄県	45.7%	54.3%	507,274	602,055	1,485,484
4	和歌山県	45.8%	54.2%	331,523	392,136	944,750
5	鹿児島県	46.1%	53.9%	591,457	690,566	1,617,850
⋮						
43	大阪府	66.7%	33.3%	2,374,430	1,184,292	8,839,532
44	愛知県	67.4%	32.6%	3,434,103	1,660,414	7,558,872
45	北海道	67.6%	32.4%	2,455,452	1,176,087	5,228,732
46	神奈川県	73.0%	27.0%	2,721,289	1,003,966	9,220,245
47	東京都	78.7%	21.3%	3,093,417	838,363	13,843,525

※都道府県別人口ランキングは

「【総計】令和3年住民基本台帳人口・世帯数、令和2年人口動態（都道府県別）」（総務省）から作成

(2)広域での地方版図柄入りナンバープレートの導入

現状と課題

- 133地域中75地域（56.4%）が地方版図柄入りナンバープレートを導入していない
- 図柄は地域名表示ごとに1種類としており、既に図柄を導入した地域では、都道府県全域を対象とした図柄の導入はできない。
- 複数のナンバーの地域名表示を有する都道府県では、各地域の市区町村が図柄提案することを原則としており、都道府県が調整を主導しづらい（一方、県が主導して地方版図柄入りナンバープレートを導入している例（新潟県等）がある）
- 世界遺産や観光著名地等を有していない地域は、制度を利用しづらい（再掲）
- 既存のご当地ナンバー対象地域の変更は、制度化されていない（再掲）

前回の検討会での主なご意見

- 広域の地域ブランディングが重要であるため、複数の自治体で構成される地域における市区町村ごとの図柄導入は認めるべきでない

(2)広域での地方版図柄入りナンバープレートの導入

具体的方策案

- 図柄の未導入地域における地方版図柄入りナンバープレートの導入及び広域での図柄入りナンバープレートの導入を促進する以下の方法を導入
 - ①複数のナンバーの地域名表示を有する都道府県において、各地域内の市町村が導入主体になることに加え、地域内の市区町村と調整・合意を得て都道府県も導入申込を行うことが可能である旨を導入要綱に明記
 - ②ナンバーの地域名表示ごとの図柄ナンバープレートに加え、都道府県全域を単位とした図柄入りナンバープレート制度（都道府県版図柄）を新設 ※都道府県版図柄導入では、構成する自治体の半数以上の合意を必要とする
- 複数市町村のご当地ナンバー導入基準において、導入地域における国内外での相当の知名度（世界遺産や観光著名地等）までは求めない（再掲）
- 既存のご当地ナンバー対象地域の変更等の制度化（再掲）

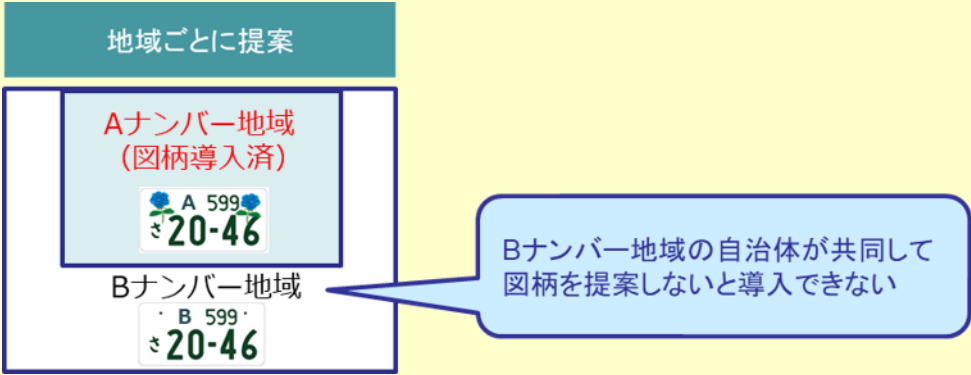
※他ナンバー地域での取付けについて

地方版図柄入りナンバープレートは、地域と図柄に表された観光資源等の知名度向上を主な目的としているが、他ナンバー地域での図柄の取付けを実施すると、地域名と図柄内容の不一致による混乱が生じ、その目的が十分に達成できず、また、各地域の標板メーカーが全地域の地方版図柄入りナンバープレートを生産できるよう設備投資等を行わなければならない等の課題がある。

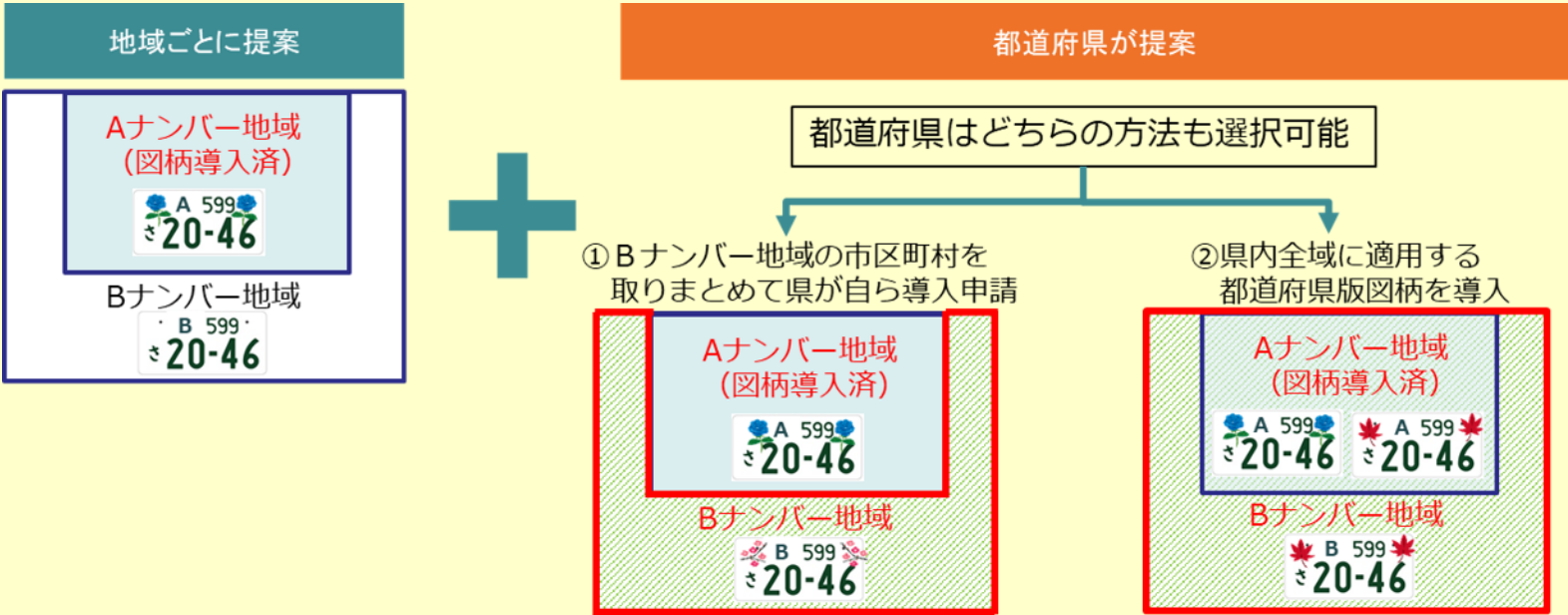
こうした点を踏まえて、他ナンバー地域での取り付けについては引き続きの検討課題としてはどうか。

現行

(例) 県内に複数の地域名表示を有する場合



見直し後



導入主体に関わらず、図柄の導入単位（都道府県の一部の地域、都道府県全域）ごとに1種類の図柄の導入を認める事を想定しており、都道府県の一部の地域及び都道府県全域でそれぞれの図柄が導入された地域では、自動車ユーザーは2種類の図柄から選択することができる。

(参考) 現行の図柄の提案主体と基準

○図柄の提案主体（第1弾、第2弾地方版図柄入りナンバープレート導入要綱）

① 提案に係る図柄を導入する地域名表示に包含される地域に複数の市区町村が存する場合

提案に係る図柄を導入する地域名表示に包含されるすべての市区町村が合意した上で、当該市区町村が共同で提案するものであって、共同提案を行う市区町村に導入意向表明書を提出した市区町村が含まれていること。

② 提案に係る図柄を導入する地域名表示が単独の市区町村で構成されている場合

提案に係る図柄を導入する地域名表示を構成する市区町村が提案するものであって、導入意向表明書を提出していること。

③ 都道府県の地理的範囲が地域名表示の範囲と一致する場合など ①によるほか、提案に係る図柄を導入する地域名表示に包含されるすべての市区町村の同意を得た上で、都道府県が提案するものであって、当該都道府県が導入意向表明書を提出していること、又は同意を得る市区町村に導入意向表明書を提出した市区町村が含まれていること。

○図柄の基準（第1弾、第2弾地方版図柄入りナンバープレート導入要綱）

（2）図柄の種類

図柄は地域名表示毎に1種類とし、寄付金ありと寄付金なしは色彩で区分し、寄付金ありはフルカラー、寄付金なしはモノトーンとする。

（4）図柄の選定基準

- ・ その地域の特色を表現し、地域振興・観光振興に資するものであること

(3)魅力的なデザインの選定・普及促進

現状と課題

○地域によって地方版図柄入りナンバープレートの普及状況に乖離がある

＜地域別普及率順位（R3.9時点）＞

順位	地域名表示	普及率
1	飛鳥	4.09%
⋮		
58	世田谷	0.19%

＜地域別申込件数順位（R3.9時点）＞

順位	地域名表示	申込件数
1	熊本	27,849件
⋮		
58	世田谷	525件

 …第1弾地方版図柄
 …第2弾地方版図柄

○自治体の図柄選定プロセスにおいて、地域住民への意向確認における具体的なルールは定めていない

○自治体に対し、地方版図柄入りナンバープレートの交付開始等の周知は求めているが、普及促進の取組は任意としている

○導入した地方版図柄入りナンバープレートは変更や交付終了ができない

○地方版図柄入りナンバープレートについての全国的な広報に課題がある

前回の検討会での主なご意見

○図柄選定時にはデザイナー等が制作した複数案を提示の上、住民の意見を踏まえて選出すべき

○普及率の目標を定めてはどうか

○需要のない図柄は変更・廃止できるようにすべき

○自治体間で良い普及促進活動の取組は共有すべき

○図柄入りナンバープレートが定期的に世の中で話題になるようなプロモーションの仕掛けがあると良い

(3)魅力的なデザインの選定・普及促進

具体的方策案

○自治体の図柄の選定プロセスにおいて、一定のルールを規定

(一定のルール例)

- ・複数のデザイン案を提示した上で、自動車ユーザー等の購入意向を調査すること
- ・調査にあたっては地域的その他の偏りがないようにすること

○毎年の普及促進計画及び報告の提出を自治体へ義務付け

(普及促進計画・報告内容例)

- ・地域独自の普及率や申込件数目標を設定
 - ・目標達成のための普及促進活動の取組計画と効果の振り返り
- ※普及促進計画・報告は国土交通省で公表

○地方版図柄入りナンバープレートに5年間の交付期間を設定（更新制度の導入）（詳細は13、14頁参照）

判断時に一定の普及基準に達している場合は、交付期間を自動更新（5年）するものとし、普及基準に達していない場合は、図柄の変更による更新又は交付期間満了を自治体を選択させる。

※ 普及基準に達していても自治体の自主的な変更又は交付期間満了の申請は可能とする。

(一定の普及基準例)

- ・募集要綱公開から5年後の判断時において、普及率0.5%以上又は累計の申込件数2,500件以上
- ※ ただし、交付期間が5年間に満たない場合は交付期間を考慮

○普及促進活動や寄付金活用事業の実施・検討状況を、自治体間（導入検討地域含む）で情報共有する場の設定

○新たな広報ツールの作成や方法発信等の国土交通省等における全国的なPR活動の推進（詳細は15頁参照）

○地方版図柄入りナンバープレート選定基準（第1弾、第2弾地方版図柄入りナンバープレートの導入要綱）
次に掲げる選定基準を満たしていること。

① 次に掲げるすべての要件を満たすものであること。

・ 図柄の選考に当たり、地域住民の意向が踏まえられていること

- ・ その地域の特色を表現し、地域振興・観光振興に資するものであること
- ・ ナンバープレートとしての視認性が十分確保されていること
- ・ 自動車登録番号（道路運送車両法第9条に規定する自動車登録番号をいう。以下同じ。）の書体や大きさ等を定める道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1号様式を変更するものでないこと
- ・ 製造工程上の技術的な制約を回避できるものであること

○図柄提案フロー（第1弾、第2弾地方版図柄入りナンバープレートの導入要綱）

（1）国土交通省に対する図柄の提案方法

図柄の提案は、有識者審査会の結果を踏まえ、国土交通省が新ご当地ナンバーの導入地域を決定した後、地域名表示の対象地域となる市区町村が共同で、又は都道府県が行うものとする。

（2）図柄の提案に当たっての地域住民の意向の把握

導入地域候補に選定された地域は、アンケート、ヒアリング等により地域住民の意向を把握した上で、国土交通大臣に図柄の提案を行うものとする。

(参考)5年ごとの地方版図柄入りナンバープレート更新制度の考え方案

○更新制度のポイント

- ・ 地方版図柄入りナンバープレートに5年間の交付期間を設定する ※既存の図柄導入済みの58地域にも交付期間を設定
- ・ 5年ごとに判断する普及基準の達成状況により交付期間の更新、図柄の変更、交付期間満了の対象地域を決定
- ・ 普及基準を満たしている場合は、自動的に交付期間を5年間更新する ※自治体が希望する場合は図柄の変更等の申請も可能
- ・ 普及基準を満たしていない場合は、自治体に図柄の変更又は交付期間満了を選択させる

○5年ごとの更新制とした背景

- ・ ナンバープレートに関連するシステムの改修等の社会的コストが発生するため、新たなご当地ナンバーや地方版図柄入りナンバープレートは一定以上の間隔をあけて導入することが望ましい
- ・ 視認性確認試験等の地方版図柄入りナンバープレート導入に係る費用は、交付手数料に転嫁されるため、自動車ユーザーの利便性確保の観点から、一度にある程度まとまった数で導入することが望ましい
- ・ 一方で、第1弾、第2弾地方版図柄入りナンバープレートの募集終了後に、複数の未導入地域の自治体から新たにご当地ナンバー及び地方版図柄入りナンバープレート導入の要望が出ており、地域の知名度向上等に制度がより活用されることを目指すためには、一定の期間で新規募集を行うことが望ましい

○普及基準で用いる指標案

指標	算出方法	理由
普及率	地域の総保有車両数に占める地方版図柄入りナンバープレートの取付車両数の割合	当該地域における地方版図柄入りナンバープレートの普及度合を判断
申込件数 (※)	累計の地方版図柄入りナンバープレートの交付申込件数	当該地域における地方版図柄入りナンバープレートの総交付枚数の規模を判断

いずれも達成できない場合、自治体は図柄の変更又は交付期間満了のどちらかを選択

※申込件数を普及基準に含めた理由

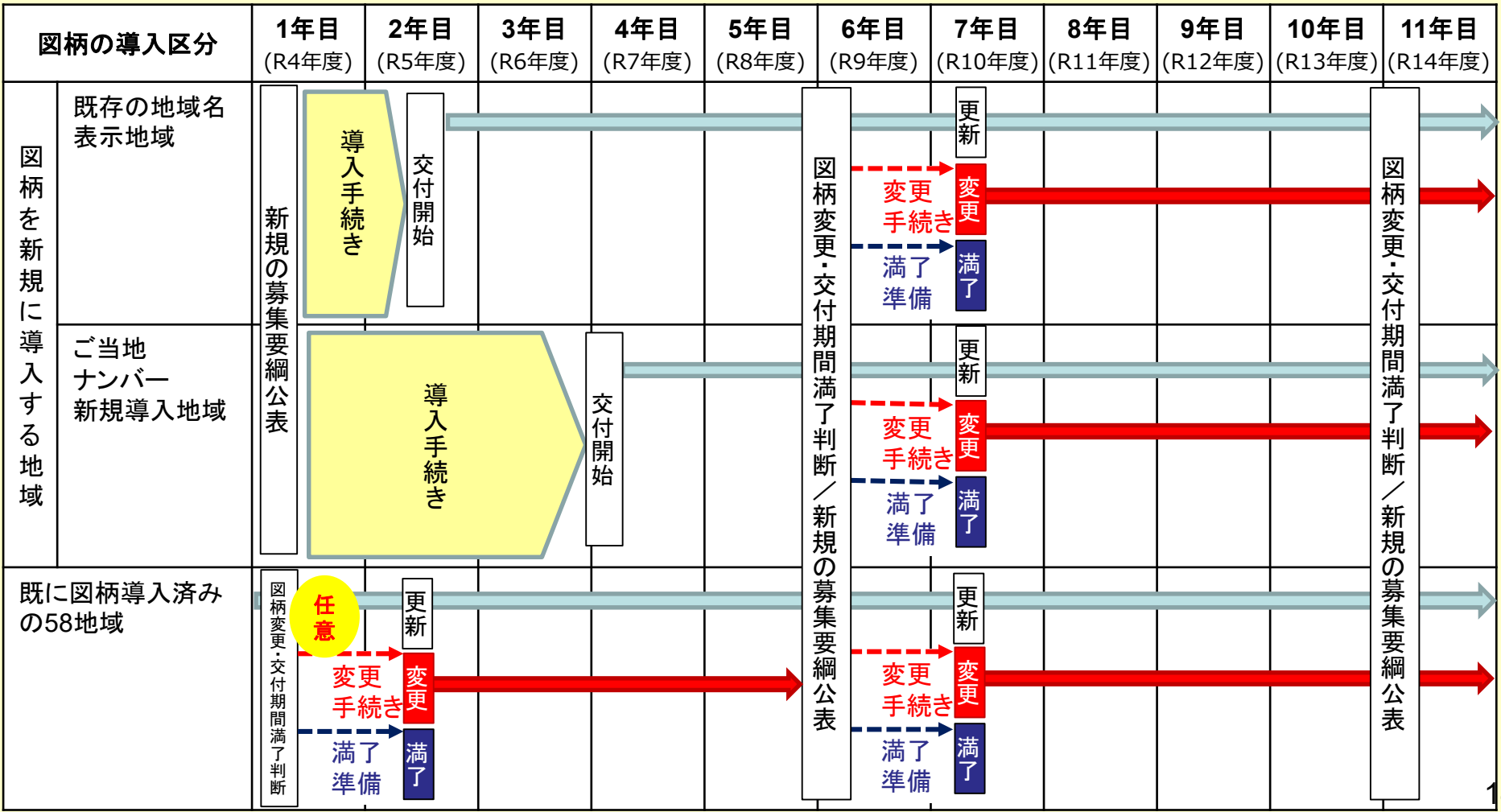
地域の総車両数によっては申込件数が多い場合でも普及率としては低く算出されることがあるが、一定の申込件数がある場合には、自動車ユーザーからの一定のニーズがあることと、交付枚数が少ないことによる地方版図柄入りナンバープレートの生産・交付効率の問題が生じないことから、申込件数についても考慮することが適当と考えられる。

<留意事項>

地方版図柄入りナンバープレートの導入時期により、交付開始から図柄の変更・交付期間満了判断までの期間がそれぞれ異なることから、図柄の変更・交付期間満了判断にあたってはその交付期間に応じた普及基準を適用する。

同時期に募集された地方版図柄入りナンバープレートでも、導入地域が既存の地域名表示地域とご当地ナンバーの新規導入地域とで交付開始時期が異なるため、図柄の変更・交付期間満了判断時にはその交付期間の差異を考慮する。

既存の図柄導入済58地域は、令和4年度は普及基準の達成状況によらず自治体による任意での図柄変更・交付期間満了を可能とし、その5年後の令和9年度の図柄変更・交付期間満了判断時に普及基準が未達の場合は図柄の変更・交付期間満了のどちらかを選択させる。



(参考)国土交通省等の今後の図柄入りナンバー広報の取り組み

ディーラー・整備工場等が自動車ユーザーの図柄入りナンバーの選択に関与することから、国土交通省や自治体等からの自動車ユーザーへの直接の広報に加え、ディーラー・整備工場等が活用しやすい広報ツールを提供し、広報活動を実施していく。

国土交通省ホームページの充実

- 地方版図柄の普及状況を定期的にランキング形式で公開
- 各地域の交付手数料等の詳細情報の記載
- 各地域の普及促進活動状況の発信

ディーラー・整備工場等への広報ツールの配布

- ポスター・チラシ（タブレットで活用可能な電子版）
- 図柄入りナンバーのペーパークラフト
（実物大版及びミニチュア（卓上POP）版）

動画ツールの作成（全標協）

- 交付代行者窓口等の自動車ユーザーが目にしやすい場所での広報用動画の作成

ディーラー
整備工場
関係団体

自動車
ユーザー

交付代行者

※従来の周知啓発活動

国交省：ポスター・チラシ配布等

全標協：ポスター、モーターショー出展、雑誌掲載、CM放映等

(4)寄付金活用事業の実施促進

現状と課題

- 既存導入地域の半数弱が協議会を設立しておらず、寄付金の活用先が検討されていない
- 寄付金活用事業は、単年度で効果が発現するような事業に限っていたため、実施可能期間が実質半年程度しかない

前回の検討会での主なご意見

- クラウドファンディングのように事前に寄付金活用事業の概要や目標金額を設定させて、自治体から地域住民等へのアピールに活用してもらってはどうか
- 寄付金活用事業は申請年度内の完了ではなく、次年度以降も継続して行えるようにすべき

具体的方策案

- 地方版図柄入りナンバープレートの交付開始時期までに協議会を設置し、寄付金活用事業の概要（具体的な用途や予算金額等）を決定することを原則とする（地方版図柄入りナンバープレート導入済み58地域には速やかな協議会設置を要請する）
- 複数年の寄付金活用事業の実施提案を可能とする

（参考）協議会設立状況（R3.12月時点）

	設立済み	未設立	設立率
第1弾	25	16	61.0%
第2弾	8	9	47.1%
合計	33	25	56.9%

(参考)地方版図柄入りナンバープレート制度の変更により期待される効果

	(1) 地方部がより導入しやすいご当地ナンバーの導入基準	(2) 広域での地方版図柄入りナンバープレートの導入	(3) 魅力的なデザインの選定・普及促進	(4) 寄付金活用事業の実施促進
自動車ユーザー	ご当地ナンバー導入地域増加により、地元意識が高まる自動車ユーザーの増加	図柄の選択肢増加	ニーズに合った図柄の導入	地元における寄付金活用事業の実施による交通便利性等の向上や地元への貢献の実感
自治体 (都道府県)		- 地域振興、観光振興手法の選択肢増加 - 都道府県内における広域の地域ブランディングの推進	図柄の普及状況向上による地域振興、観光振興等	- 寄付金の活用促進 - 地方版図柄入りナンバープレートの普及促進活動への活用
自治体 (市区町村)	地域振興、観光振興手法の選択肢増加	- 地域振興、観光振興手法の選択肢増加 - 都道府県主導の地域振興ツールの提供	図柄の普及状況向上による地域振興、観光振興等	- 寄付金の活用促進 - 地方版図柄入りナンバープレートの普及促進活動への活用
ディーラー等		図柄の選択肢増加による顧客満足度の向上及び自動車の販売促進	図柄の選択肢増加による顧客満足度の向上及び自動車の販売促進	顧客説明時の利便性向上
交付代行者等		図柄導入地域の増加による交付枚数増	需要のない図柄の変更、交付期間満了による製造、交付の効率化	